次期「教育大綱」の策定について

令和元年10月10日総合教育会議決定

1、目的

本市では、平成27年12月、都留市教育委員会が定めた「都留市教育振興基本計画(以下、「基本計画」という。)」の目標や施策の根本となる基本方針が本市の教育、学術及び文化の振興に関する「大綱」として位置付け、これに「大学との連携」に関する方針を加え、「都留市教育大綱(以下、「教育大綱」という。」(計画年度:平成27年度~平成31年度)を策定した。

この計画年度が今年度を以て終了することから、同じく計画年度が終了する基本計画と整合を図る中で、新しい教育大綱を策定する。

2、法律上の位置づけ

	教育大綱	教育振興基本計画	
計 画 名	都留市教育大綱	都留市教育振興基本計画	
計画年度	平成 27~平成 31 年度	平成 27 年度~平成 31 年度	
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(H27.4.1 改正) (第1条の3第1項)	教育基本法(第17条第2項) 地方公共団体(市)	
策定主体	地方公共団体の長(市長) ※総合教育会議において協議		
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策策		
定義等	地方公共団体の教育、学術及び 文化の振興に関する総合的な施 策の方針【必須】	地方公共団体における教育の振興の ための施策に関する基本的な方針 【努力義務】	

3、教育大綱策定の考え方

- (1)教育大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。
- (2)教育大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画の基本的な 方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であ ることを踏まえ、市長は、地域の実情に応じて教育大綱を策定するものとする。
- (3)教育大綱の計画年度は、基本計画と整合性を図ることとするが、国の教育振興 基本計画の期間が5年であること、市長の任期が4年であることを考慮し、4年 から5年程度を想定する。
- (4)「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び 文化の振興に関する総合的な施策について総合教育会議の場で市長と教育委員が 協議を行った上で、市長が定める。

4、教育大綱の構成

現教育大綱と同様に、今後策定を予定している新しい基本計画を参酌し、整合を 図った上で、策定の趣旨、計画年度、基本理念、基本目標、基本方針等を掲載する ものとする。

5、今後の予定

教育大綱策定までのスケジュールは、次のとおりとする。

ただし、教育大綱の策定に当たっては、教育委員会が定める基本計画を基本とする ため、教育委員会のスケジュールに基づき、教育委員会と連携し、策定することとす る。

_			
	令和2年	1月	教育委員会による基本計画の素案提示
			第2回総合教育会議(「都留市教育大綱」素案協議)
		2月	企画会議(パブリック・コメント実施の付議)
		2月~3月	パブリック・コメント実施(3 週間)
		3 月	第3回総合教育会議(「都留市教育大綱」決定)、公表

※スケジュールの詳細(令和2年2月14日変更)

令和2年2月 教育委員会による基本計画の素案提示

2月14日 第2回総合教育会議(「都留市教育大綱」素案協議)

2月18日 企画会議 (パブリック・コメント実施の付議)

3月2日~23日 パブリック・コメント実施(3週間)

3 月下旬 第3回総合教育会議(「都留市教育大綱」決定)、公表

(参考) 関係法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)」

(大綱の策定等)

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を 参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関 する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを 公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、 又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

「教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)」

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育 の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項につい て、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体に おける教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。